

高等学校等就学支援金事務処理要領（旧制度）（第7版） （都道府県事務担当者用）

まえがき

本要領は、「公立高等学校に係る授業料の及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）」の附則第2条（経過措置）により、改正前の「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「旧法」という。）」による「高等学校等就学支援金」（以下「就学支援金」という。）の制度の概要及び就学支援金の支給に関する事務処理の標準的な手順等について記載したものである。

各都道府県においては、円滑な制度の実施のため、本要領に沿い実施していただくようお願いしたい。

また、就学支援金の支給に係る事務処理については、法令等に記載される事項以外は就学支援金の支給事業主体である都道府県の判断による取扱いをすることが許容される。就学支援金の支給に加えて都道府県独自の授業料減免制度を実施する場合もあると考えられることから、各都道府県においては、本要領を参考にして各都道府県としての事務処理要領等を作成し、各学校設置者に配布するなど、適宜本要領の活用を図られたい。

なお、平成26年4月1日以降に入学した者を対象とする制度（以下「現行制度」という。）と共通する事務については、現行制度の事務処理要領の留意事項等も踏まえてご対応いただきたい。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室

第1版	平成22年4月
第2版	平成22年6月改訂
第3版	平成24年4月改訂
第4版	平成24年9月改訂
第5版	平成25年4月改訂
第6版	平成26年4月改訂
第7版	平成30年6月改訂

【目次】

第1章 高等学校等就学支援金制度（旧制度）の概要	1
--------------------------	---

第2章 都道府県における事務

1 就学支援金交付金の申請、受領に関する事務	5
2 就学支援金の支給	6
3 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定	9
4 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書	9
5 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開	9
6 転学に伴う就学支援金の取扱い	10
7 退学・除籍に伴う就学支援金の取扱い	10
8 株式会社立高等学校の扱い	10
9 広域通信制高等学校の扱い	11
10 公立高等専門学校、公立専修学校高等課程の扱い	11
11 高等学校等就学支援金事務費交付金	11

第3章 学校における事務

1 生徒・保護者への制度の周知	12
2 就学支援金に係る補助金等の交付申請等	12
3 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、都道府県への提出	12
4 就学支援金の加算届出書等のとりまとめ、都道府県への提出	12
5 受給資格認定書の受理、生徒への配付	13
6 就学支援金支給額決定（交付決定）	13
7 就学支援金の代理受領、授業料との相殺	13
8 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定	13
9 就学支援金受給資格認定消滅通知	13
10 就学支援金の支給停止、再開	14

参考資料 各種様式

※本要領で示す各種様式のうち高等学校等就学支援金交付金に関する様式については、交付要綱において示すものが正式なものとなる。このため、本要領で示す様式についても、交付要綱に沿って変更することがあり得るものである。

第1章 高等学校等就学支援金制度（旧制度）の概要

（1）対象となる学校種

在学する生徒が就学支援金の対象となる学校種は以下のとおりである。

	高等学校（全・定・通）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）	高等専門学校（1～3年）	専修学校（高等課程）	各種学校（注2）
国 立	○	○*	○	○
公 立		○*	○*	○
私 立	○*	○*	○*	○*

（注1）*は低所得者について就学支援金の加算の対象となるもの

（注2）各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるもの

（2）支給の対象となる者

上記（1）の○印に該当する私立高等学校等に在学する生徒が対象となる。ただし、以下の者については支給の対象とならない。

①日本国内に住所を有しない者

本制度は、高等学校等に係る教育の成果が社会全体に還元されるものであり、その教育費について社会全体で負担するという考え方に立脚するものであることから、我が国に在住し、我が国の社会を構成する者についてその対象とするものである。

②高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業し又は修了した者

③私立高等学校等に在学した期間が通算して36月（高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）を超える者

これらの者については、所定の修業年限で高等学校等を卒業する者が受けることができる就学支援金の総額との均衡や、無制限に公費を支出し続けることがないようにする観点から、支給しないこととしたものである。

（3）2校以上の私立高等学校等に同時に在学している場合の取扱い

同時に2校以上の私立高等学校等に在学している生徒については、当該生徒の選択により、いずれか1校の授業料に対する就学支援金を支給する。

（4）就学支援金の額

就学支援金は以下の額を限度に月を単位として支給される。

	高等学校・中等教育学校	特別支援学校	高等専門学校	専修学校	各種学校
国 立	9,600	400	9,900*	9,900	9,900
公 立			9,900*	9,900*	9,900
私 立	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*	9,900*

*は低所得者について就学支援金の加算の対象となるもの

なお、授業料の額が上記の額に達しない場合には、授業料の額を限度として就学支援金が支給される。

（5）単位あたりの授業料を設定する高等学校等における就学支援金の支給額の特例

単位制高等学校や専修学校高等課程の単位制学科の中には、単位あたりの授業料を設定しているところがあることから、その場合の就学支援金の支給限度額については、特例を設けることとしている。

なお、1単位あたり授業料を設定し徴収している場合のルールについては、現行制度の事務処理要領（第5版第Ⅱ部第一章）を参照されたい。

（6）就学支援金の加算

①制度の概要

私立高等学校等の生徒については、就学支援金として、年間 118,800 円を支給（学校設置者が代理受領）する。そのうち低所得世帯の生徒については、所得に応じて支給金額を 1.5 倍または 2 倍した額を上限として支給する。

- a 年収 250 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の 2 倍の額（237,600 円）
 - b 年収 250 ～ 350 万円未満程度の世帯：年間 118,800 円の 1.5 倍の額（178,200 円）
- ※これらの年収はあくまで目安であり、具体的な所得確認基準は以下のとおり。

②所得確認

○所得確認の基準は、保護者等の

- ・平成 30 年 6 月支給分までは、市町村民税所得割額
- ・平成 30 年 7 月支給分からは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額により判断。

○具体的な基準

【平成 30 年 6 月支給分まで】

- a 237,600 円を支給する基準（年収 250 万円未満程度に相当）
 - 市町村民税所得割が非課税である場合
- b 178,200 円を支給する基準（年収 250 ～ 350 万円未満程度に相当）
 - 市町村民税所得割額が 18,900 円に①、②の合計を加えた額未満である場合
 - ① 16 歳未満の扶養親族の数× 21,300 円
 - ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数× 11,100 円

【平成 30 年 7 月支給分から】

- a 237,600 円を支給する基準（年収 250 万円未満程度に相当）
 - 道府県民税所得割、市町村民税所得割がともに非課税である場合
- b 178,200 円を支給する基準（年収 250 ～ 350 万円未満程度に相当）
 - 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が 31,500 円に①、②の合計を加えた額未満である場合
 - ① 16 歳未満の扶養親族の数× 35,500 円
 - ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数× 18,500 円

※年収は、4 人家族（妻は専業主婦、子ども 2 人（うち高校生 1 人））の世帯を想定。

※扶養親族の年齢は、前年（4 ～ 6 月分については前々年。以下、同じ。）の 12 月末時点（前年の途中で死亡した扶養親族はその死亡の日時点）。

【平成 30 年 6 月支給分までの 1.5 倍加算の基準額早見表】

19 歳未満の扶養親族 ^{*1} の数			基準額 (市町村民税所得割額)
	うち 16 歳未満	うち 16 歳以上 19 歳未満	
0 人 ^{*2}	0 人	0 人	18,900 円未満
1 人	0 人	1 人	30,000 円未満
	1 人	0 人	40,200 円未満
2 人	0 人	2 人	41,100 円未満
	1 人	1 人	51,300 円未満
	2 人	0 人	61,500 円未満
3 人	0 人	3 人	52,200 円未満
	1 人	2 人	62,400 円未満
	2 人	1 人	72,600 円未満
	3 人	0 人	82,800 円未満

【平成30年7月支給分からの1.5倍加算の基準額早見表】

19 歳未満の扶養親族 * 1 の数			基準額 (道府県民税所得割額と市町 村民税所得割額の合算額)
	うち 16 歳未満	うち 16 歳以上 19 歳未満	
0 人 * 2	0 人	0 人	31,500 円未満
1 人	0 人	1 人	50,000 円未満
	1 人	0 人	67,000 円未満
2 人	0 人	2 人	68,500 円未満
	1 人	1 人	85,500 円未満
	2 人	0 人	102,500 円未満
3 人	0 人	3 人	87,000 円未満
	1 人	2 人	104,000 円未満
	2 人	1 人	121,000 円未満
	3 人	0 人	138,000 円未満

*1 所得確認を行う前の年（例えば、平成30年度の支給額の判断に当たっては、平成29年1月1日～12月31日）に死亡した扶養親族も含む（年齢は死亡の日時点）

*2 生徒本人が扶養親族でない場合

○ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなり、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となることはない。この場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割は非課税となるため、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても、2倍加算の対象となる。

（7）就学支援金交付金の支払請求、支払

国は就学支援金の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に高等学校等就学支援金交付金として交付する。この交付金は、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期の年4回に分けた支払計画に基づき、国が交付額を決定し、国から都道府県に交付される。

（8）支給期間

就学支援金の支給期間は、最大で36月である。ただし、高等学校・中等教育学校後期課程の定時制・通信制課程及び専修学校高等課程の夜間等学科・通信制学科に在籍する場合は最大で48月である。

（9）受給資格認定

私立高等学校等に在学する生徒は、就学支援金の支給を受けようとする場合には、当該生徒が在学する学校の設置者を通じて、都道府県に対して、就学支援金の受給資格を有することの認定を申請し、その認定を受ける必要がある。

（10）就学支援金の支給

就学支援金の支給は、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まり、受給事由の消滅（当該私立高等学校等の卒業、中退、転学等）した月に終了する。

なお、やむを得ない理由により受給資格認定申請を行うことができない場合に、その理由がやんだ後15日以内に申請を行った場合には、当該理由により申請できなくなった日を申請日とみなして支給を受けることができる。

（11）代理受領

就学支援金の支給は、学校設置者が、受給権者に代わって就学支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることをもって行われる。これは、

就学支援金について、確実に授業料の支払いに充当されるようにすることを主たる目的として実施するものである。

具体的には、就学支援金について、学校設置者が、在学する生徒に代わって都道府県から受領し、学校設置者がその生徒に対して有する授業料債権の弁済の一部に充てることにより代理受領を行うことになる。

したがって、学校設置者は、それぞれの授業料の徴収方法を踏まえ、適宜受領した就学支援金を当該生徒に対する授業料債権の弁済に充てることになる。就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。

(12) 休学

生徒が休学する場合、受給権者である生徒は就学支援金の支給の停止を学校設置者を通じて都道府県知事に申し出ることができる。生徒が就学支援金の支給停止を申し出れば、当該申出の日の属する月の翌月から、復学して支給再開を申し出た日の属する月まで就学支援金の支給は停止され、当該休学期間は（8）の支給期間に算入されない。

第2章 都道府県における事務

就学支援金の支給に関し、都道府県において行う事務の内容は以下のとおり。

なお、法令等で都道府県が行うことと定められている事項以外の事務については、都道府県の判断により、事務を学校設置者や外部団体等に委託することができる。

また、現行制度と共通する事務については、現行制度における事務処理要領における事務処理要領も参照しつつ、対応をいただきたい。旧制度と現行制度で、共通した対応となるか判断できない事項があれば、必要に応じて文部科学省の高校修学支援室まで相談すること。

1 就学支援金交付金の申請、受領に関する事務

(1) 都道府県予算への計上

就学支援金は都道府県の実務として受給権者である生徒に支給するため、国から交付される交付金は都道府県において、まず国から資金を受け入れるために歳入予算に計上し、就学支援金の支給に係る費用を歳出予算に計上する必要がある。

歳入予算については、国から「高等学校等就学支援金交付金」、また事務費については「高等学校等就学支援金事務費交付金」として交付されることを踏まえ歳入に計上する。

歳出予算については、都道府県において、就学支援金の支給事務を実施するための科目として適切な節で予算計上する。

(2) 就学支援金交付金の交付申請

都道府県は、交付要綱に基づき、別途連絡する期日までに、算定した概算額に基づき、文部科学大臣に交付申請（様式 24）を行う。

文部科学大臣は、当該申請に基づき就学支援金交付金の概算交付額を決定し、都道府県に通知（様式 25）する。

(3) 就学支援金交付金の変更交付申請

都道府県は、受給権者数の変更等により（2）の交付決定額に変更がある場合には、文部科学大臣に変更承認申請書（様式 26）を提出する。

文部科学大臣は就学支援金交付金の変更交付額を決定し、都道府県に通知（様式 27）する。

なお、変更承認申請がない場合でも、文部科学大臣から、都道府県に対して、就学支援金交付金の額の変更のために必要な調査を依頼し、これに基づいて変更承認申請を行っていただく場合がある。

(4) 就学支援金交付金の支払

国は、（2）の交付決定額及び（3）の変更交付決定額を、4～6月の第1期、7～9月の第2期、10～12月の第3期及び1～3月の第4期（以下「各四半期」という。）に分けて、都道府県に対して、各四半期の最初の月を目途として就学支援金交付金を支払う。

【旧制度と現行制度（平成26年4月1日施行）の適用について】

○ 現行制度は、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒に適用される。原則として、平成26年4月1日前から引き続き高等学校等に在学する者は、旧制度が適用される。ただし、平成26年4月1日前に高等学校等に在学していた場合でも、一旦退学し、相当の期間を空けて、平成26年4月1日以降に再入学する際には、現行制度が適用される。

○ 高等学校等間で転学した者、編入学した者についても、「引き続き高等学校等に在学する者」に含むものとする。

※ 編入学に関しては、退学・入学手続において退学日・入学日に一定期間（2・3日、1～2週間など）が空く場合があるが、都道府県において、転学の場合と同様に「引き続き高等学校等に在学」としていると認められるときは、旧制度の対象者とする。

2 就学支援金の支給

(1) 受給資格認定

都道府県は、学校設置者がとりまとめた受給資格認定申請書（様式 1（旧省令様式第 1 号））（以下「認定申請書」という。）及び就学支援金の受給資格認定申請者一覧を受け取り、生徒の受給資格を審査し、受給資格の認定又は不認定を決定する。

ただし、学校設置者は、生徒の同意を得て認定申請に関する手続を代わって行うことができる（様式 2）（旧省令様式第 1 号の 2））。その際、留意すべき事項は以下のとおり。

- ア 学校設置者が認定申請手続を生徒に代わって行うための同意を得るに当たっては、入学関係書類に「別段の申出がなければ、受給意思と申請手続の代理に関する同意があるものとみなし、学校が代わって申請手続を行いますので、受給を希望しない場合は、○月○日までに申し出てください。」と記載するなど黙示の同意による方法でも差し支えない。
- イ 過去に在学期間が存在し得ない生徒（満 15 歳で 4 月 1 日に入学する生徒）以外からは、過去の在学期間について、別途確認する必要があるため、在学期間申告書（様式 3）を学校設置者に提出させる。
- ウ 就学支援金の受給を希望しない生徒は、不受給申出書（様式 4）を学校設置者に提出する。

結果については、受給権者である生徒に直接通知（認定通知は様式 5、不認定通知は様式 6）するか、学校設置者を通じて通知（様式 7）する。

また、現行制度の事務処理要領における受給資格認定の手続きに関する留意事項（第 5 版第Ⅱ部第二章 Q 2 等）についても参照されたい。

(2) 就学支援金の加算

就学支援金の加算を望む生徒は、加算届出書（様式 15（旧省令様式第 2 号））に保護者等の課税証明書等を添付して、学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された加算届出書等を取りまとめて、加算支給届出者一覧（様式 16）を作成し、都道府県に提出する。都道府県は、学校設置者から提出された届出者一覧により、加算の可否を判定する。

なお、加算要件の確認に係る事務については、他の事務と同様、学校設置者等にその業務を委託等することができるが、その際には、個人情報の取扱いに関する保護者や学校設置者の意見等を十分に斟酌した上で、具体的な取扱いを定めることが必要である。

(留意事項)

ア 基本的な所得確認の在り方（「保護者等」の考え方、所得を証明する書類等）については、現行制度の事務処理要領（第 5 版第Ⅱ部第二章 Q5 等）を参照されたい。

ただし、文部科学省が構築する、「マイナンバーに対応した高等学校等就学支援金事務処理システム」については、旧制度には対応していない。このため、旧制度対象者については、課税証明書等により所得確認を行うこと（都道府県において、旧制度対象者にも対応できるシステムを構築する等、体制を整えている場合は、この限りではない。）。

また、現行制度の事務処理要領の第 5 版第Ⅱ部第二章 Q6 は、就学支援金の「申請」に関する留意事項とされているが、所得確認に係る共通の事務については、加算届出に関する留意事項として読み替えて参照されたい。共通の事務かどうか判断できない事項があれば、必要に応じて文部科学省の高校修学支援室まで相談すること

- イ 1.5 倍加算については、保護者の扶養親族の人数・年齢を確認するため、
 - ① 扶養親族の記載（「16 歳未満扶養親族」、「その他扶養」等の人数）が省略されていない課税証明書等（a、b 参照）
 - ② 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族分の健康保険証の写し（c ～ h 参照）の提出が必要となる。

ただし、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が 31,500 円未満の場合は、扶養親族の有無にかかわらず基準を満たすため、健康保険証の写しの提出を不要としてもよい。

基準額の算定に用いる「扶養親族」は、税法上の扶養親族であり、課税証明書に記載された人数をベースとする（課税手続上、申告していない扶養親族は含めない）が、課税証明書のみでは、扶養親族のうち 16 歳未満・16 歳以上 19 歳未満の人数が把握できないため、健康保険証の写しなどにより当該扶養親族の推認を行う。

a 課税証明書等に扶養親族の記載がない場合、源泉徴収票や確定申告書（控）*等により扶養親族の人数・年齢を確認することとする。

※それぞれ事業所印（または代表者印）、税務署受付印のあるもの（確定申告を電子申請で行った場合には、電子申告の受信通知）とする。

b 市町村民税・都道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書に、扶養親族の人数・控除の内訳が記載されていれば、課税証明書の代わりとしてもよい。

c 税法上の「扶養親族」と医療保険法上の「被扶養者」では、収入等の要件が異なるが、本件事務においては、「被扶養者」を「扶養親族」と推認する。

d 国民健康保険の場合は、家族ではなく、個人単位で加入するため、扶養関係は分からない。このため、国民健康保険証又は住民票等により、同一世帯に属する子どもを扶養親族と推認する。

e 課税証明書等に扶養親族の記載がないため、確定申告書（控）を提出させる場合には、扶養親族の生年月日が確定申告書（控）により確認できれば、必ずしも健康保険証の写しは必要ない。

f 課税証明書等で 16 歳未満の扶養親族しかいないことが確認できる場合（「16 歳未満」欄に人数が記載され、「その他扶養」欄が 0 人の場合など）には、健康保険証の写しは必要ない。

g 健康保険証を持っていない場合や前年（4～6 月分については前々年）の 12 月末時点では保護者の扶養親族だった者が、就職等により医療保険法上の被扶養者でなくなった場合は、健康保険証の写しの代わりに、住民票などで同一世帯に属することを確認し、扶養親族と推認する。ただし、その子どもが、保護者と別居し住民票を異動させている場合などは、住民票の除票の写し、母子手帳等により扶養関係を推認する。

h 前年（4～6 月分については前々年）の途中で死亡した扶養親族の確認書類としては、例えば、死亡届記載事項証明、死亡の記載のある戸籍謄抄本・住民票等が考えられる。

ウ 生徒が 1 月 1 日現在で生活保護法による生活扶助を受けている世帯に属している場合には、翌年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されない（例えば、平成 30 年 1 月 1 日に生活扶助を受けている場合、平成 30 年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割は課されない。）。このため、保護者の所得を証明する書類として、生活保護受給証明書（就学支援金が支給される月の属する年（1～6 月分についてはその前年）の 1 月 1 日時点で生活保護の対象であることが確認できるもの。）を提出することにより、2 倍加算の対象となる。

エ 加算届出書の 2 (1)（保護者が 1 人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に保護者に該当しない者がいる場合）の理由欄については、以下の記入例を参考にされたい。

a 離婚又は死別等により、保護者が 1 人の場合

（記入例）

平成〇年〇月〇日に離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、親権者は母親【続柄】である〇〇花子【保護者氏名】のみであるため、元配偶者の課税証明書等を提出できません。

b 一方の保護者が就学に要する経費の負担を求めることが困難な者であり、保護者に該当しない場合

（記入例）

平成〇年〇月〇日頃から〇〇太郎【生徒氏名】の父が失踪【失踪やDV等の理由】した

ことにより、就学に必要な経費を負担している者は、母親【続柄】である〇〇花子【保護者氏名】のみであるため、配偶者の課税証明書等を提出できません。

オ 加算届出書の 2 (2) ① (保護者がおらず、生徒本人又は主たる生計維持者の課税証明書等を提出する場合) の理由欄については、以下の記入例を参考にされたい。

a 生徒本人の課税証明書等を添付する場合

(記入例)

平成〇年〇月〇日に保護者が離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、母のみが親権者となりましたが、その後、平成〇年〇月〇日に母が死亡【失踪・死亡等の理由】し、現在は、主として私の生計維持に当たっている者もいないため、私の課税証明書を添付します。

b 主たる生計維持者の課税証明書等を提出する場合

(記入例)

平成〇年〇月〇日に保護者が離婚【離婚、死別等の理由】したことにより、母のみが親権者となりましたが、その後、平成〇年〇月〇日に母が死亡【失踪・死亡等の理由】し、現在は、母の兄、△△和夫【生計維持者氏名】が主として私の生計維持に当たっていますので、△△和夫の課税証明書を添付します。

カ 税の更正があり、課税額に変更が生じた場合は、速やかに変更後の課税証明書等を都道府県に提出する必要がある。この場合の加算支給の取扱いは、以下のとおりとする。

- a 加算支給を受けていた生徒について、税の更正により、所得割額が 1.5 倍加算の基準額を超える又は道府県民税所得割や市町村民税所得割を課されるに至った場合は、要件に該当していなかった月分の加算支給額は全額返還する必要がある。
- b 加算支給を受けていた生徒について、税の更正があり、市町村民税所得割を課されないこととなった場合は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則 15 日以内に）道府県民税所得割や市町村民税所得割を課されないこととなった旨の申出を行った場合には、要件を満たしている月分の加算支給を行う。
- c 加算支給の届出を行っていなかった生徒について、税の更正があり、加算要件を満たすこととなった場合は、やむを得ない理由がやんだ後（更正通知書を受け取った日の翌日から原則 15 日以内に）加算支給の届出を行った場合には、更正後の道府県民税所得割額や市町村民税所得割額を基準として、要件を満たしていた月分の加算支給を行う。
- d a～c の取扱いについては、生徒が既に高等学校等を卒業した場合においても同様とし、支給に係る手続は、卒業した高等学校等を経由して行うことを基本とする。

(3) 就学支援金の支給額決定（交付決定）

都道府県は、学校設置者からの交付申請（様式 31）を受けて、受給権者である生徒の支給額を決定（交付決定）し、支給額決定（交付決定）通知を受給権者である生徒に直接通知（様式 32）するか、学校設置者を経由して通知（様式 33、様式 34）する。

【「授業料減免」、「奨学金」と就学支援金の関係について】

- 就学支援金の額は、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とされており（旧法第 6 条第 1 項）、すなわち、支給対象高等学校等の設置者である学校法人等が有する受給権者（生徒）の授業料に係る債権（以下「授業料債権」）の額となる。
- ここで、「授業料減免」については、一般的に、学校法人等が、授業料債権の額そのものを変更することで、授業料の一部又は全部を免除することを意味している。このため、学校法人等が「授業料減免」を実施する場合の就学支援金の額は、「授業料減免」による変更後の授業料債権の額となる。

- また、「奨学金」については、一般的に、学校法人等が、その有する授業料債権とは別途、生徒に対して給付する学資金を意味している。このため、学校法人等が「奨学金」を給付する場合には、授業料債権の額に変更は生じない。
- すなわち、学校法人等において「奨学金」を授業料債権と相殺し、実際に金銭を生徒に給付しない場合であっても就学支援金は支給される。

(4) 就学支援金の支給額変更決定（変更交付決定）

都道府県は、学校設置者を通じて変更交付申請（様式 35）を受けて、就学支援金の支給額を変更するときは、支給額変更決定（変更交付決定）を直接受給権者である生徒に通知（様式 36）するか、または、学校設置者を經由（様式 37、様式 38）する。

(5) 就学支援金の支給

都道府県は、毎月 1 日の在籍状況に基づき、就学支援金の代理受領者である学校設置者に対して就学支援金を支給する。なお、学校設置者等に対し、就学支援金の支給を行わせるための原資をあらかじめ交付することとなっている場合には、就学支援金の支給時期や、国の都道府県に対する交付金の交付時期に関わりなく、支払とは別に都道府県の判断により行うことができる。

3 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定

都道府県は、毎年度、都道府県の定める期日までに、学校設置者から就学支援金の実績報告（様式 40）を受ける。都道府県は、学校設置者からの報告を集計し、文部科学大臣に前年度の就学支援金の実績を報告（様式 29）する。

文部科学大臣は、4 月 10 日までに都道府県から実績報告を受けて、就学支援金交付金の額を確定し、都道府県に通知（様式 30）する。都道府県は当該通知を受領後、就学支援金の確定額を学校設置者に通知（様式 41）するとともに、当該年度における生徒個人の支給実績を生徒に直接通知（様式 42）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 43）する。

4 就学支援金の受給資格消滅の通知、就学支援金支給実績証明書

学校設置者は、受給権者である生徒の受給権が退学、除籍及び転学等の理由により消滅した場合（修業年限が 3 年未満の課程の卒業、通算在学期間が 36 月未満での卒業、退学、除籍及び転学、等を対象とし、36 月在学した上で卒業もしくは修了した者、私立高等学校に在学した期間が通算して 36 月を超える者は除く。）は、受給資格消滅者一覧（様式 10）を作成し都道府県に提出する。都道府県は、学校設置者から提出された受給資格消滅者一覧に基づき、受給権者である生徒の受給資格の消滅を確定し、直接生徒に通知（様式 11）するか、または、学校設置者を通じて通知（様式 12、様式 13）する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

この受給資格消滅通知は、生徒が転学や再入学、海外留学からの帰国等により高等学校等に在籍することとなった際に就学支援金を再び受給するに当たっての残受給期間を確認するために必要であり、当該受給資格消滅通知を紛失した生徒は、就学支援金を受給することができなくなってしまう。そのため、受給資格消滅通知を紛失等した生徒は支給実績証明書の発行を都道府県に申請（様式 22）することができる。都道府県は当該申請があった場合は、支給実績証明書（様式 23）を発行しなければならない。

5 休学に伴う就学支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒が休学する場合、学校設置者を通じて都道府県に対して就学支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式 18

(旧省令様式第 3 号)) を学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された支給停止申出書を都道府県に提出する。支給停止申出書を受領した都道府県は、支給停止を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給停止通知(様式 19)を発出する。

休学を終えて就学支援金の支給再開を希望する生徒は、学校設置者を通じて都道府県に対して支給再開を申し出る必要がある。支給再開を希望する生徒は、支給再開申出書(様式 20(旧省令様式第 4 号))を学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された支給再開申出書を都道府県に提出する。支給再開申出書を受領した都道府県は、支給再開を決定し、当該申出をした生徒に学校設置者を通じて支給再開通知(様式 21)を発出する。

その他、現行制度(平成 26 年 4 月施行)の事務処理要領における留意事項(第 5 版第 II 部第二章 Q12 等)についても参照されたい。

6 転学に伴う就学支援金の取扱い

生徒の転学時における就学支援金の支給事務において留意すべき事項は以下のとおり。

ア 転学をした場合には、改めて学校設置者を通じて認定申請を都道府県に対して行う必要がある。その際、認定申請書にこれまでの私立高等学校等への在学状況を記載させるとともに、転学元の学校が所在する都道府県から生徒に発行される受給資格消滅通知書又は支給実績証明書を添付させる必要がある。(同一学校内において課程を変更する場合にも、改めて認定申請書を提出することが必要。)

イ 転学したか否かにかかわらず、私立高等学校等に在学している期間が 36 月までの者(定時制・通信制課程等は 48 月)には、就学支援金が支給される。したがって、私立高等学校等から他の私立高等学校等へ転学した場合には、編入学・再入学を問わず、36 月からそれまでの通算在学期間(支給停止期間を除く。)を除いた月数について就学支援金が支給される。

ウ 平成 26 年 3 月 31 日以前に公立高等学校から私立高等学校等に転学した場合には、公立高等学校の在学期間にかかわらず、最大 36 月(定時制課程等は 48 月)まで就学支援金が支給される。

エ 全日制高校等から定時制課程等に転学した場合、48 月から私立高等学校等に在学した月数 $\times$ 4/3(端数切捨て)を除いた月数について就学支援金が支給される。

オ 定時制課程等から全日制高校等に転学した場合、36 月から私立高等学校等に在学した月数 $\times$ 3/4(端数切捨て)を除いた月数について就学支援金が支給される。

カ 学年制の全日制高等学校から単位制の定時制高等学校に転学した場合、48 月から私立高等学校等に在学した月数 $\times$ 4/3(端数切捨て)を除いた月数以内で、74 単位から過去に履修した科目の(実際に単位を修得したかを問わない)単位数を除いた単位数を上限として、就学支援金が支給される。

キ 単位制の定時制高等学校から学年制の全日制高等学校に転学した場合、過去に取得した単位数に関係なく 36 月から私立高等学校等に在学した月数 $\times$ 3/4(端数切捨て)を除いた月数について就学支援金が支給される。

ク 外国の高等学校や在外教育施設から日本の高等学校等に転入学した場合、転入学時から最大 36 月(定時制・通信制課程等は 48 月)就学支援金が支給される。

ケ その他、現行制度の事務処理要領における留意事項(第 5 版第 II 部第二章 Q13 等)についても参照されたい。

7 退学・除籍に伴う就学支援金の取扱い

学校が、遑って生徒を退学や除籍とし且つ学費を返還しないために授業料債権が消滅しない場合、退学・除籍を通知した日までの間の就学支援金を支給することができる。

8 株式会社立高等学校の扱い

就学支援金の支給対象となるのは「私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者」（旧法第 4 条）であり、株式会社立の高等学校に在学する生徒についても就学支援金の支給対象となる。

株式会社立の学校は市町村が認可している場合が多いが、そのような場合でも当該市町村が属する都道府県が就学支援金の支給事務を行い、学校の設置者が代理受領する。この場合、都道府県の判断により学校を設置認可している市町村に事務の協力を要請することは可能。

9 広域通信制高等学校の扱い

広域通信制高等学校については、設置認可を行った都道府県や市町村が属する都道府県以外の都道府県内にも補習校や協力校が存在するが、就学支援金の支給は、通常他の都道府県内に所在する補習校等に通う生徒の分も含めて、設置認可を行った都道府県から、いわゆる本校を通じて行う。

10 公立高等専門学校、公立専修学校高等課程の扱い

公立大学法人立の高等専門学校については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は公立大学法人となる。市町村立高等専門学校及び専修学校高等課程については、就学支援金の支給者は都道府県、就学支援金の代理受領者は市町村となる。都道府県立高等専門学校及び専修学校高等課程については、就学支援金の支給者及び代理受領者ともに都道府県となる。

11 高等学校等就学支援金事務費交付金

就学支援金の支給事務に要する費用に充てるため、「高等学校等就学支援金事務費交付金」を国から都道府県へ、予算の範囲内で交付する。

事務費交付金は、生徒数及び学校数等に応じて、都道府県へ一括して交付される。都道府県は、それぞれの判断により、当該交付金の中から適宜学校設置者に対して事務費を交付する。

第3章 学校における事務

就学支援金の支給に関する学校の事務は、法令等に基づく事務、及び都道府県からの委託等に基づいて実施する事務が存在する。都道府県からの委託等に基づいて実施する事務の具体的内容は、都道府県によって異なるが、本実施要領においては、標準的と思われる事務の内容について記載している。

なお、現行制度と共通する事務については、現行制度における事務処理要領における事務処理要領も参照しつつ、対応をいただきたい。旧制度と現行制度で、共通した対応となるか判断できない事項があれば、必要に応じて文部科学省の高校修学支援室まで相談すること。

1 生徒・保護者への制度の周知

旧制度は、平成 26 年 4 月 1 日前から引続き高等学校等に在学する者が対象となることから、適用される生徒・保護者に対して、現行制度が適用されるものの誤認を生じさせることのないよう留意して周知を行う。

2 就学支援金に係る補助金等の交付申請等

学校設置者は、都道府県において、学校設置者等に対し、就学支援金の支給を行わせるための原資等を交付することとなっている場合には、都道府県が定める方法により、原資等の交付申請（様式 31）を行い、就学支援金の支給に充てるものとしてその支払いを受ける。

3 受給資格認定申請書の配付、とりまとめ、都道府県への提出

学校設置者は、就学支援金の受給資格認定申請書（様式 1（旧省令様式第 1 号））を生徒に配付し、必要事項を記入して提出させる。学校設置者は、生徒から提出された認定申請書に基づき、認定申請者一覧を作成し、認定申請書とともに都道府県に提出する。また、受給資格認定に係る事務について都道府県から委託等をされていない場合は、生徒から提出された認定申請書を取りまとめて都道府県に提出する。

なお、学校設置者は、生徒の同意を得て、認定申請に関する手続を代わって行うことができる。

なお、就学支援金の支給（交付）申請等の手続については、本来であれば受給権者である生徒が行うものであるが、認定申請書に就学支援金の支給（交付）に必要な事務手続を学校設置者に委任することが記載されているため、受給権者である生徒は、認定申請書の提出をもって就学支援金の支給（交付）申請等を学校設置者に委任したこととなる。

※認定申請につき留意すべき事項については、第 2 章の 2 等も参照されたい。

4 就学支援金の加算届出書等のとりまとめ、都道府県への提出

① 学校設置者は、加算届出書（様式 15（旧省令様式第 2 号））を生徒に配付する。就学支援金の加算を希望する生徒は、加算届出書に課税証明書等を添付して学校設置者に提出する。学校設置者は、生徒から加算届出書等が提出されたときは、必要に応じて、当該届出書等に基づき加算要件を確認した上で、加算届出者一覧（様式 16）を作成し、都道府県に提出する。また、就学支援金の支給事務について都道府県から委託等をされていない場合は、生徒から提出された加算届出書等を取りまとめて都道府県に提出する。

なお、加算届出書の提出については、必ずしも認定申請書の提出と同時である必要はないが、都道府県が定める提出期限までにとりまとめて都道府県に提出する。

② 保護者等の変動等の事由により年度の途中で加算届出書等を提出する生徒がある場合には、当該事由が生じた日の月末までに生徒が学校に提出すれば、生徒は翌月から加算を受けることができる（提出のあった日が月の初日である場合は、当該月分から支給）。

③ 都道府県及び学校設置者において、生徒及び保護者のプライバシーに配慮した加算届出書等の提出方法について、他の書類の提出方法とは別に定めることとしてもよい。例

えば、以下のような方法も考えられる。

- ・提出は封をした封筒で行う。
- ・受付を事務室など他の生徒の目に触れにくいところで行う。
- ・提出を学校への郵送で受け付ける。

(ただし、学校を経由しない形で加算届出書等を都道府県に直接郵送するなどの方法をとることはできない)

また、課税証明書など、生徒・保護者等のプライバシーに関わる情報を取り扱うこととなるため、情報の紛失、漏洩等が起こらないよう、情報の管理については十分な注意を行うこと。

5 受給資格認定書の受理、生徒への配付

学校設置者は、都道府県から生徒への受給資格認定の通知(様式 5)又は不認定の通知(様式 6)を受領した場合、生徒に配付する。都道府県から受給資格認定結果一覧に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する受給資格認定の通知(様式 8)又は不認定の通知(様式 9)を作成し、生徒に配付する。

6 就学支援金支給額決定(交付決定)

学校設置者は、都道府県から生徒への支給額決定(交付決定)通知書(様式 32)を受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から交付決定額一覧に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給額決定(交付決定)通知書(様式 34)を作成し、生徒に配付する。

また、都道府県から生徒への支給額変更(変更交付)決定通知書(様式 36)を都道府県から受領した場合は、生徒に配付する。都道府県から変更交付決定額一覧に基づく生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給額変更(変更交付)決定通知書(様式 38)を作成し、生徒に配付する。

7 就学支援金の代理受領、授業料との相殺

学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てるものとする。これは、主として就学支援金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。

また、就学支援金の趣旨・目的に鑑み、就学支援金の支給より先に授業料を徴収する場合には、対象生徒の支給額を推定し、あらかじめ就学支援金相当額を差し引いて請求することが基本である。

その他、現行制度の事務処理要領における留意事項(第5版第Ⅱ部第二章 Q11 等)も参照されたい。

8 就学支援金の実績報告、就学支援金の額の確定

学校設置者は、都道府県の定める期日までに、実績報告書(様式 40)を都道府県に提出する。

学校設置者は、都道府県から額の確定の通知(様式 41)を受領する。

また、学校設置者は、都道府県から生徒への支給実績通知(様式 42)を受領した場合には、生徒に配付する。都道府県から支給実績通知の作成について委託等がされている場合は、生徒個人に対する支給実績通知(様式 43)を作成し、生徒に配付する。

9 就学支援金受給資格認定消滅通知

学校設置者は、修業年限が3年未満の課程の卒業、通算在学期間が36月未満での卒業、退学及び転学等により、学校に在学する生徒の受給権が消滅した場合には、受給資格消滅

者一覧（様式 10）を作成し、都道府県に提出する。

学校設置者は、都道府県から受給権者である生徒の受給資格消滅通知を受け取った場合、生徒個人単位に整理し、生徒に配付する（生徒が死亡したことによる受給資格消滅の場合は、必ずしも、生徒・保護者等へ通知を送付する必要はない。）。

10 就学支援金の支給停止、再開

受給権者である生徒が休学をする場合、学校設置者を通じて就学支援金の支給停止を申し出ることができる。支給停止を希望する生徒は、支給停止申出書（様式 18（旧省令様式第 3 号））を在学する学校設置者に提出する。当該申出書を受領した学校設置者は、当該申出書を都道府県に提出する。

都道府県から支給停止通知を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給停止通知を作成し、生徒に配付する。

復学する生徒は、学校設置者を通じて都道府県に対して支給再開を申し出る必要がある。復学する生徒は、支給再開申出書（様式 20（旧省令様式第 4 号））を学校設置者に提出する。学校設置者は生徒から提出された申出書を都道府県に提出する。

都道府県から支給再開通知を受領した学校設置者は、当該通知を生徒に配付する。都道府県から生徒への通知作成の委託等がされている場合には、生徒個人に対する支給再開通知を作成し、生徒に配付する。